

国東整八港品第 17号  
令和 7年 3月 28日

青森県青森市堤町2丁目1番3号  
パシフィックコンサルタンツ株式会社 青森事務所  
所長 石井 勉 殿

東北地方整備局  
八戸港湾・空港整備事務所長  
藤田 純逸

## 請負業務成績評定通知書

貴社が受注した業務について、請負業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。  
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

### 記

1. 業 務 名 八戸港利活用検討業務
2. 履 行 期 間 令和 6年11月11日 ～ 令和 7年 3月21日
3. 完成検査年月日 令和 7年 3月28日
4. 評 定 結 果
  - ① 評 定 点 77点 項目別評定点は、別表1のとおり
5. 送 付 先  
〒031-0071 青森県八戸市沼館4丁目3番19号  
国土交通省 東北地方整備局  
八戸港湾・空港整備事務所 品質管理課 宛  
TEL 0178-24-4169 （品質管理課直通）
6. 手続き等の問い合わせ先  
〒031-0071 青森県八戸市沼館4丁目3番19号  
国土交通省 東北地方整備局  
八戸港湾・空港整備事務所 品質管理課 宛  
TEL 0178-24-4169 （品質管理課直通）

別表①

## 項 目 別 評 定 点

| 評価項目                        |               | 細 別            | 業務評定<br>（ 評 定 点 ／ 満 点 ） | 技術者評定                               |                                     |                                     |
|-----------------------------|---------------|----------------|-------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|                             |               |                |                         | 管理技術者<br>（ 注 1 ）<br>（ 評 定 点 ／ 満 点 ） | 担当技術者<br>（ 注 1 ）<br>（ 評 定 点 ／ 満 点 ） | 照査技術者<br>（ 注 1 ）<br>（ 評 定 点 ／ 満 点 ） |
| プロセス評価                      | 実施能力の<br>評価   | 実施体制及び<br>執行計画 | 16.0 点／ 20.0 点          | 16.0 点／ 20.0 点                      | 4.0 点／ 5.0 点                        | - 点／ - 点                            |
|                             | 実施状況の<br>評価   | 執行管理           | 4.0 点／ 5.0 点            | 4.0 点／ 5.0 点                        | 4.0 点／ 5.0 点                        | - 点／ - 点                            |
|                             |               | 品質管理           | 15.0 点／ 20.0 点          | 15.0 点／ 20.0 点                      | 22.0 点／ 30.0 点                      | - 点／ - 点                            |
|                             |               | 業務特性           | 8.0 点／ 10.0 点           | 8.0 点／ 10.0 点                       | 10.0 点／ 12.5 点                      | - 点／ - 点                            |
|                             |               | 創意工夫           | 2.8 点／ 4.0 点            | 2.8 点／ 4.0 点                        | 2.8 点／ 4.0 点                        | - 点／ - 点                            |
|                             | 説明調整能力の<br>評価 | 説明調整能力         | 6.0 点／ 6.0 点            | 6.0 点／ 6.0 点                        | 6.0 点／ 6.0 点                        | - 点／ - 点                            |
|                             | 取組姿勢          | 責任感・積極性・倫理観    | 4.5 点／ 5.0 点            | 4.5 点／ 5.0 点                        | 6.9 点／ 7.5 点                        | - 点／ - 点                            |
| 結果<br>評価                    | 成果物の品質        |                | 21.0 点／ 30.0 点          | 21.0 点／ 30.0 点                      | 21.0 点／ 30.0 点                      | - 点／ - 点                            |
| 評定点の小計（注2）                  |               |                | 77 点／ 100 点             | 77 点／ 100 点                         | 77 点／ 100 点                         | - 点／ - 点                            |
| 事故等による減点                    |               |                | 0 点                     | 0 点                                 | 0 点                                 | - 点                                 |
| 瑕疵修補又は損害賠償による減点             |               |                | 0 点                     | 0 点                                 | 0 点                                 | - 点                                 |
| その他（低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等） |               |                | 0 点                     | 0 点                                 | 0 点                                 | - 点                                 |
| 総合評定点（注2、注3）                |               |                | 77 点<br>／ 100点          | 77 点<br>／ 100点                      | 77 点<br>／ 100点                      | - 点<br>／ - 点                        |

注）1．各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2．評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入している為、評定点の小計と合わない事がある。

3．共同企業体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合は、評定点を構成員毎に記載する。